

## 29年分申告から医療費控除の明細が原則

平成29年分以後の所得税等の確定申告書で医療費控除を受ける場合は、原則として医療費の領収書に基づいて必要事項を記載した「医療費控除の明細書」を申告書に添付して提出し、医療費の領収書を申告期限から5年間保管すれば良いこととなりました。

経過措置として、29年分から31年分までの各年分は、今まで通り領収書を申告書に添付等できますが、医療費控除の明細書を添付する扱いと、領収書の提出等の経過的取扱いは一方を選択することから、両方が「混在」した取り扱いはできません。

また、「おむつ使用証明書」なども、証明年月日、証明書と証明者の各名称を「医療費控除の明細書」の欄外余白等のきさいすることで申告書への添付等を省略できます。

今回の申告から、医療保険者が発行する下記の6項目を記載した「医療費通知」を添付する場合には、医療控除の記載を簡略化でき、領収書の5年間保存は、不要となります。

### 医療費通知の記載項目

①被保険者等の氏名②療養を受けた年月③療養を受けた者④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称⑤被保険者が支払った医療費の額⑥保険者等の名称

自由診療に区分される診療や薬局での医薬品購入などの「医療費通知」に記載のない医療費の支払いがある場合には、これらの医療費に係る領収書に基づき、医療費の明細書に記載する必要があるし、自治体等により医療費の助成等その金額が医療費通知に反映されていない場合は、実際に負担した医療費等の計算した額・その旨を付記した上で医療費控除の明細書と医療費通知を添付することになります。

「医療費控除の明細書」の記載のしかたは、従前の「医療費の明細書」とほとんど変わりませんが様式が異なっております。